

八戸市前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法律」という。)第2条第1項に規定する公共工事について、受注者の調達資金の安定化を図ることにより、公共工事の適正な施工に寄与するため、前金払を行うこととし、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる契約)

第2条 前金払は、請負代金額又は委託料が500万円以上で工事期間又は委託期間が90日間以上にわたる契約に限り、行うことができる。

(前金払の支払限度額)

第3条 前金払は、請負代金額の10分の4以内の額又は委託料の10分の3以内の額で行うことができる。

(前金払の請求及び支払)

第4条 前金払は、契約の相手方の請求により行う。

2 前項の請求は、前金払申請書(別記様式)により行うものとする。この場合において、前金払申請書には、法律第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期又は履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した旨の保証証書を添付することを要する。

3 前払金は、第1項の請求があった日から14日以内に保証書に記載された預託銀行に振り込む方法により支払うものとする。

(前払金の使途)

第5条 前条の規定により支払われた前払金は、当該公共工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該公共工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に充当しなければならない。

(前払金の増額又は減額)

第6条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により請負代金額又は委託料を著しく増額した場合は、増額後の請負代金額又は委託料について第3条の規定により計算して得られる前払金の支払限度額から既に支払った前払金の額を控除して得た額の範囲内で前金払を行うことができる。

2 前払金の支払後、設計変更その他の事由により請負代金額又は委託料を著しく減額した場合は、既に支払った前払金の額が減額後の請負代金額又は委託料の10分の5を超えるときは、請負代金額又は委託料を減額した日から30日以内に当該超過額を返還させるものとする。ただし、その額が100万円を超えないときは、この限りでない。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、相手方との協議

により返還させるべき額を減額することができる。ただし、請負代金額又は委託料が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、当市が定め、相手方に通知するものとする。

- 4 第2項に定める期間内に超過額を返還しないときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(複数年度にわたる公共工事についての特例)

第7条 債務負担行為又は継続費により工事期間又は委託期間が複数の年度にわたる場合の前金払については、第2条中「請負代金額又は委託料」とあるのは「当該年度における出来高予定額」と、「工事期間又は委託期間」とあるのは「当該年度における工事期間又は委託期間」と、第3条中「請負代金額」とあり、及び「委託料」とあるのは、「当該年度における出来高予定額」と、第4条第2項中「契約書記載の工事完成の時期又は履行期限」とあるのは「最終の年度にあっては契約書記載の工事完成の時期又は履行期限、その他の年度にあっては各年度末」と、第6条第1項から第3項までの規定中「請負代金額又は委託料」とあるのは「当該年度における出来高予定額」と読み替えて行うものとする。

- 2 繰越明許費により工事期間又は委託期間が翌年度にわたる場合は、変更後の工事期間又は委託期間が90日間以上にわたる契約についても、前金払を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 前払金制度実施要領(昭和46年4月1日実施)は、廃止する。
- 3 当分の間、第3条及び第6条第2項の適用については、第3条中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の3」とあるのは「10分の4」と、第6条2項中「10分の5」とあるのは「10分の6」とする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市前金払取扱要領の規定は、平成17年4月1日以後に公告又は指名通知を行う公共工事について適用し、同日前に公告又は指名通知を行った公共工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市前金払取扱要領の規定は、平成21年4月1日以後に公告又は指名通知を行う公共工事について適用し、同日前に公告又は指名通知を行った公共工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市前金払取扱要領の規定は、平成23年3月12日以後に新たに契約を締結した公共工事について適用する。